

発注者支援データベースの活用による確認実施要領

（趣旨）

第1条 熊本県が発注する建設工事について、発注者支援データベース・システム（以下「システム」という。）を活用して入札前、入札後・契約前及び契約後に現場ごとの技術者専任制の確認を行い、必要とされる技術者の配置を行わない企業等不良不適格業者を排除し、工事の適正な施工の確保、ひいては建設業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（専任制等確認の対象となる工事）

第2条 システムの活用により技術者専任制等の確認を行う対象工事については、次のとおりとする。

（1）入札前における確認

一般競争入札及び公募型指名競争入札に付する工事

（2）入札後・契約前における確認

一般競争入札及び公募型指名競争入札に付した工事

（3）契約後における確認

工事1件の契約金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事

ただし、全ての工事について、配置される技術者が請負者に所属する者であるかの確認を行うものとする。

（確認方法）

第3条 前条の各段階における具体的確認方法は、次のとおりとする。

（1）入札前における確認方法

① 発注機関が、本庁土木部以外の場合

ア 発注機関は、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）に、配置予定監理（主任）技術者の他の工事への従事状況及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等入札参加希望者に所属する者であるか確認できる書類を項目として追加し、提出を求めるものとする（別記様式例1）。

イ 発注機関は、提出された配置予定の技術者の資格等を記載した書面の写し及び別記様式例1の写し（以下「配置予定技術者を記載した書面の写し」という。）を土木部監理課（以下「監理課」という。）に送付するものとする。

ウ 監理課は、配置予定技術者を記載した書面の写しの配置予定監理（主任）技術者が、入札する工事の予定工期において、他の工事の監理（主任）技術者になっていないかを、システムの「技術者チェック」で確認するものとする。

エ 確認後、監理課は、疑義が生じた事項について、速やかに発注機関に通知するものとする。

オ 通知を受けた発注機関は、相手方に面談等を行い、必要に応じて確認書類を提出させよううえで、事実確認を行うものとする。

なお、専任制違反の事実が確認された場合は、非指名の取扱いとするものとする。

② 発注機関が、本庁土木部の場合

ア 監理課は、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）に、配置予定監理（主任）技術者の他の工事への従事状況及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等入札参加希望者に所属する者であるか確認できる書類を項目として追加し、提出を求めるものとする（別記様式例1）。

イ 監理課は、配置予定技術者を記載した書面の写しの配置予定監理（主任）技術者が、入札する工事の予定工期において、他の工事の監理（主任）技術者になっていないかを、システムの「技術者チェック」で確認するものとする。

ウ 監理課は、確認により疑義が生じた場合は、相手方に面談等を行い、必要に応じて確認書類を提出させよううえで、事実確認を行うものとする。

なお、専任制違反の事実が確認された場合は、非指名の取扱いとするものとする。

（2）入札後・契約前における確認

① 発注機関が、本庁土木部以外の場合

ア 入札後、発注機関は、落札した業者の配置予定技術者を記載した書面の写しを監理課に提出

するものとする。

イ 監理課は、配置予定技術者を記載した書面の写しの技術者が、入札した工事の予定工期内において、他の工事の監理（主任）技術者になっていないかを、システムの「技術者チェック」で検索して確認するものとする。

ウ 確認後、監理課は、疑義が生じた事項について、速やかに発注機関に通知するものとする。

エ 通知を受けた発注機関は、相手方に面談等を行い、必要に応じて確認書類を提出させたいうで、事実確認を行うものとする。

なお、発注機関は、専任制違反の事実が確認された場合は、仮契約を締結しないことができるものとする。

② 発注機関が、本庁土木部の場合

ア 監理課は、落札した業者の配置予定技術者を記載した書面の写しの技術者が、入札した工事の予定工期内において、他の工事の監理（主任）技術者になっていないかを、システムの「技術者チェック」で検索して確認するものとする。

イ 監理課は、確認により疑義が生じた場合は、相手方に面談等を行い、必要に応じて確認書類を提出させたいうで、事実確認を行うものとする。

なお、専任制違反の事実が確認された場合は、仮契約を締結しないことができるものとする。

（３）契約後における確認

① 発注機関は、全ての工事について、熊本県公共工事請負契約約款（平成８年告示第４６５号。以下「約款」という。）第１０条に基づく通知に、請負者に所属する現場代理人及び主任（監理）技術者であることが確認できる書類の写しを添付させ、請負者に所属する者であるかを確認し、疑義が生じた場合は、相手方に面談等を行い、必要に応じて確認書類を提出させたいうで、事実確認を行うものとし、請負者に対し適正な技術者の配置を行わせるものとする。

② 工事１件の契約金額が、３，５００万円以上（建築一式工事については、７，０００万円以上）の工事については、以下によるものとする。

ア 発注機関は、受注時、変更時及び竣工時におけるＣＯＲＩＮＳ登録の有無及び内容の確認を行うものとする。

イ 監理課は、システムの「専任制確認結果の表示」において、技術者専任制に疑義がある工事一覧を毎月２回出力するものとする。

ウ 監理課は、毎月１日と１５日を目途に、着工中の工事について各発注機関ごとに出だし、別記様式２により疑義がある工事を発注した機関へ通知するものとする。

エ 発注機関は、監理課から通知された情報をもとに、相手方に面談等を行い、必要に応じて確認書類を提出させたいうで、事実確認を行い、違反の事実が判明した場合は、当該工事の監理（主任）技術者の交代等適切な措置を請負者に対して求めるものとする。

オ 発注機関は、確認の結果を、別記様式３により本庁主管課を経由して監理課へ報告するものとする。

（工事現場が不稼働である場合）

第４条 請負者は、契約工期内において、工事一件の契約金額が３，５００万円以上（建築一式工事については、７，０００万円以上）の工事について、請負者の責に帰することができない事由により工事に着手できないことが設計図書に明示されている場合、工場製作期間、約款第２０条に基づいて工事の全部を一時中止している期間及び契約工期の一部を残して約款第３１条第１項の通知をした場合については、監理技術者又は主任技術者を専任で配置することを要しないものとする。

２ 発注機関は、請負者の責に帰することができない事由により工事に着手できないことが設計図書に明示されていない場合においては、請負者から技術者の専任が必要な時期の明示について申し出があった場合は、請負者に対し、書面によりその時期を明示するものとする。

附 則

１ この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

２ この要領は、この要領の施行の日前に行われた公告その他契約の申込みの誘引に係る契約についても適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成２８年６月１日から施行する。
- 2 この要領による改正後の発注者支援データベースの活用による確認実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

配置予定監理（主任）技術者の他の工事の従事状況

会社名：_____

配置予定技術者の 氏名	
法令による資格・ 免許	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 名	
発 注 機 関 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	
工 期	

* 配置予定技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知等、その他貴社に所属する者であることが確認できる書類の写しを添付すること。

(別記様式2)

監第123号
平成28年5月19日

各発注機関の長 様

監 理 課 長

現場配置技術者の専任等疑義の確認について

貴課（総室・室・所）が発注した3,500万円以上（建築一式工事については、7,000万円以上）の工事で、〇〇年〇〇月に着工したもののうち、別表に掲げた工事については、監理技術者の現場専任等に疑義が持たれますので、発注者支援データベースの活用による確認実施要領に基づき、請け負った業者に対し事実確認をお願いします。

なお、確認の結果については、別記様式3に取りまとめのうえ、〇〇年〇〇月〇〇日までに監理課へ報告くださるようお願いいたします。

(別記様式3)

○第 号
年 月 日

監 理 課 長 様
(本庁主管課経由)

○ ○ ○ ○ ○

現場配置技術者の専任等疑義の確認について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号で依頼のありましたこのことについては、確認の結果、下記のとおり報告します。

記

請負業者名	請 負 工 事 名	工 期	技術者名
疑 義 事 項	疑 義 事 項 に 対 す る 確 認 内 容	対 応 状 況	
請負業者名	請 負 工 事 名	工 期	技術者名
疑 義 事 項	疑 義 事 項 に 対 す る 確 認 内 容	対 応 状 況	
請負業者名	請 負 工 事 名	工 期	技術者名
疑 義 事 項	疑 義 事 項 に 対 す る 確 認 内 容	対 応 状 況	
請負業者名	請 負 工 事 名	工 期	技術者名
疑 義 事 項	疑 義 事 項 に 対 す る 確 認 内 容	対 応 状 況	
請負業者名	請 負 工 事 名	工 期	技術者名
疑 義 事 項	疑 義 事 項 に 対 す る 確 認 内 容	対 応 状 況	